

## 第 19 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 3 年 2 月 17 日（水）15:10～16:20

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 19 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料 1 「三重の木づかい条例（仮称）中間案」に対する三重県市長会からの意見及び当検討会の考え方（案）

資料 2 「三重の木づかい条例（仮称）中間案」に対する意見募集結果及び意見に対する当検討会の考え方（案）R3.2.17Ver.

資料 3 三重の木づかい条例案 概要 R3.2.17Ver.

資料 4 三重の木づかい条例案 R3.2.17Ver.

資料 5 三重の木づかい条例逐条解説（案）R3.2.17Ver.

田中座長

ただ今から、第 19 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、三重県市長会から提出された意見等の検討を行い、全員協議会で説明する最終的な条例案を固めたいと考えています。また、前回に引き続き、逐条解説案についての検討も行います。

まず、三重県市長会からの意見等の検討を行います。三重県市長会において、「三重の木づかい条例案（仮称）中間案」に対する各市長の意見を取りまとめていただき、先日提出いただきました。7 市から 34 件の意見をいただいたところです。

それらの意見と当検討会の考え方の案を資料 1 として整理しておりますので、事務局から説明を願います。また、前回の検討会での議論を踏まえてパブリックコメントに対する当検討会の考え方の案を修正した資料 2、前回の検討会での議論及び三重県市長会からの意見への対応案を踏まえて修正した概要（資料 3）と条例案（資料 4）についても、併せて説明を願います。

袖岡政策法務監

それでは、まず資料 1 を御覧いただきたいと思います。市長会からの意見及び当検討会の考え方の案ということでございます。

1 ページ、まず 1 番でございますけれども、森林環境創造事業の財源に関する県の対応についての御意見でございます。直接的に条例案の内容に関係するものではありませんので、考え方の案といたしましては、委員間で共有し、議員活動の参考にさせていただくということにさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。2番でございますが、県としての「立場」と「果たすべき責務」を明確化されたいとの御意見でございます。考え方の案としましては、本条例における「県の責務」や取組について説明をさせていただいております。

その下、3番でございますが、関係主体の責務について、努力義務なので「役割」でよいのではないかとの御意見でございます。考え方の案といたしましては、「三重の森林づくり条例」との整合を図るために、責務規定としている旨を説明させてもらっております。

3ページを御覧いただきまして、4番でございます。森林経営管理制度との整合を図られたいという御意見と、公共建築物以外での利用につながる施策等を検討されたいという御意見でございます。考え方の案では、本条例では公共建築物以外の分野における木材利用も推進するものとなっているということを説明するとともに、森林経営管理制度に関する御意見に関しましては、委員間で共有し、議員活動の参考にさせていただくということにしております。

5番でございますが、非公共建築物への木材利用促進を念頭においた規定を盛り込むことを求める御意見でございます。考え方の案としましては、本条例では公共建築物以外の分野における木材利用も推進するものとなっているという説明をさせてもらっております。

めくっていただきまして4ページ、6番でございます。事業者の定義が曖昧という御意見でございます。考え方の案といたしましては、前回パブリックコメントでいただいた御意見に対する考え方を御議論いただいたところでございますけれども、同様の御意見でございますので、そのパブリックコメントいただいた時の回答と同じ回答としているところでございます。

5ページ、7番でございますけれども、低炭素社会実現に向けた取り組み方針等について、条文として追記すべきという御意見でございます。考え方の案としましては、本条例として地球温暖化の防止のためにも、木材利用を推進するという姿勢を打ち出しているということを説明させてもらっております。

8番、前文中の「究極的」という表現に違和感があるとの御意見でございます。考え方の案としましては、「究極的には」というのを「とりわけ」という表現に改めるということにしております。また資料4で条文のほうを御覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして、6ページの9番でございます。木材の定義に関する御意見でございます。考え方の案としましては、これもパブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としてございます。

7ページの10番、前文中の「県、市町等」の「等」が不要ではないかとの御意見でございます。考え方の案としましては、これもパブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としております。

11番、理念条例にとどめるべきという御意見でございます。これも考え方の案とし

ましては、パブリックコメントいただいたものと同様の回答としております。

8 ページを御覧いただきまして、12 番、条例の対象として県産材だけでなく、県内の市場で販売される県外産材も加えるべきという御意見でございます。検討会の考え方でございますけれども、本条例では県産材の利用を最優先としつつ、県産材だけでなく、木材全般を利用促進の対象としているということを説明させてもらっております。

次のページ9ページの13 番でございます。県産材の定義についての御意見でございます。考え方の案としましては、これもパブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としてございます。

14 番、第3条第1号について、県産材の利用に焦点を絞った条文にすべきという御意見でございます。考え方の案としましては、本条例において、県産材の利用を最優先で推進することとしているということを説明するとともに、その第3条第1号の趣旨についても説明をさせてもらっております。

めくっていただきまして10 ページ、15 番でございます。ウッドマイレージの考え方を示した第3条第2号について、地域間不和を煽るおそれがあるので削除すべきという御意見でございます。考え方の案としましては、これまでの検討会での御議論も踏まえまして、この規定は存置したいというふうにしつつ、本規定は県外での木材利用を想定したものではなく、県産材の県外への移出・輸出を妨げるものではないという旨、また県内という地理的範囲におきましては、生産地にかかわらず、県産材を使用することがウッドマイレージの考え方になうと考えられる旨の説明をさせてもらっております。

11 ページの16 番でございます。「みえ森と緑の県民税市町交付金」の配分枠の増額を求める御意見でございます。考え方の案としましては、委員間で共有し、議員活動の参考にさせていただくとしております。

次、めくっていただきまして12 ページ、17 番から19 番につきましては、「市町の責務」についての御意見でございます。考え方の案としましては、前回の検討会での御議論を踏まえまして、「県と市町との協働」という規定を設けることとしたということを説明させてもらっております。少し条文を御覧いただきたいと思うんですが、資料4の10 ページを御覧いただけますでしょうか。前回からの修正部分について赤字で表示してございます。元々5条で「市町の責務」、6条で「市町に対する支援」という規定を設けていたんですが、それを削除させていただきまして、新たにこの11条というのを加えさせていただいております。読ませていただきますと、「県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに公共建築物等木材利用促進法第4条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする」と。この第2項につきましては、元々の第6条と同じ規定となっております。

それでは、また資料1を御覧いただきたいんですけども、13ページを御覧いただけますでしょうか。20番、市町に対する支援について、財政上の措置を追記されたいとの御意見でございます。考え方の案としましては、他の県条例における市町に対する支援に関する規定で財政上の措置を明記しているものがないことから、それらとの均衡の点では追記は困難ですが、「その他の必要な措置」に財政上の措置も含まれ得るということの説明をさせてもらっております。

21番、市町に対する支援についての御意見で、考え方の案としましては、パブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としてございます。

おめくりいただきまして、14ページの22番でございます。森林所有者等の責務について、森林経営に適さない森林が多い実態を踏まえ、なくてもよいのではないかという御意見でございます。考え方の案としましては、これまでの検討会での御議論を踏まえまして、森林所有者等の責務については存置したいという旨と、現在は県産材の生産を行っていない森林であっても、将来的なことですとか隣接する森林のことも考慮し、責務の対象としているという旨を説明をさせてもらっております。

23番、教育関係者等の責務について、努力義務なので役割でよいのではないかという御意見でございます。考え方の案としましては、「三重の森林づくり条例」との整合を図るために、責務規定としている旨の説明をさせてもらっております。

15ページの24番でございます。教育関係者等の責務について、「連携に積極的に努める」としてはどうかとの御意見でございます。考え方の案としましては、教育関係者等の過重な負担につながらないようにすべきという執行部からの意見に対する検討会での御議論を踏まえまして、「努める」という表現を用いているという旨の説明をさせてもらっております。

25番、木材利用の推進に関する目標から、県が行う公共建築物の目標を除くとされているのはなぜかという御意見でございます。考え方としましては、法律の規定との重複を避けるためである旨の説明をさせてもらっております。

めくっていただきまして16ページ、26番ですが、知事が目標を設定するのは、県が整備する公共建築物に限定すべきとの御意見でございます。考え方の案としましては、パブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としてございます。

17ページの27番、木材利用の推進の規定について、総花的でないところに具体性を期待するとの御意見でございます。考え方の案としましては、条文の趣旨について説明をさせてもらっております。

28番、木材利用の推進の規定の第4号から第6号について「措置を講ずる」とできないかという御意見でございます。考え方の案としましては、「三重の森林づくり条例」との均衡の観点から、「努めなければならない」としているという旨を説明をさせてもらっております。

29番ですが、森林教育、普及啓発等について、見出しを県が積極的に推進するものとして、もう少し強めに表現できないかとの御意見でございます。考え方の案としま

しては、見出しはそのままとさせていただきたいが、本文を「森林教育、普及啓発等の積極的な実施」と改めることとしてございます。条文のほうでまた後で御覧いただきます。

めくっていただきまして、18 ページを御覧いただきたいと思います。30 番、森林教育、普及啓発等について、努力義務から責務にできないかとの御意見でございます。考え方の案としましては、「三重の森林づくり条例」との均衡の観点から、「努めなければならぬ」としている旨を説明させてもらっております。

31 番、森林教育、普及啓発等は、何の普及啓発かという御意見でございます。考え方の案としましては、パブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としてございます。

32 番、体制の整備の規定について「努める」ではなく「する」としてほしいとの御意見でございます。考え方の案としましては、「第 3 章 基本的施策」の規定と合わせまして「努めるものとする」を「努めなければならぬ」に改めることとしております。また後に資料 4 で御覧いただきます。

19 ページ、33 番で体制の整備の規定の「部局の枠を超えて」という表現がわかりにくいとの御意見でございます。考え方の案としましては、パブリックコメントでいただいた同様の御意見に対するものと同じ回答としてございます。

34 番、附則について、木材利用方針の規定の施行期日が令和 3 年 10 月 1 日からの施行であることにより、木材利用方針が出てくる中間案における第 14 条第 1 項、現在は第 13 条第 1 項になるんですが、これに矛盾が生じるという御意見でございます。考え方の案としましては、ご指摘のとおり、この規定の施行に支障が生じる状態だということでございますので、令和 3 年 4 月 1 日の施行日から 9 月 30 日までの間におけるこの規定の適用につきましては、木材利用方針という文言を読み替えるための経過措置の規定を附則に設けるということとしてございます。また条文は後で御覧いただきます。以上が市長会からの御意見とそれに対する考え方でございます。

続きまして、資料 2 を御覧いただきたいと思います。これはパブリックコメントでいただいた御意見に対する検討会としての考え方で、前回御議論いただきまして、御意見に沿って修正をさせていただいたものでございます。修正点のみを説明させていただきたいと思います。

まず全体としまして、先ほどの「県と市町との協働」という規定を創設させてもらったことによりまして、中間案のほうから条ずれが発生してございますので、全体的にこのパブリックコメントに対する考え方に出てくる条番号につきましては、「中間案における」という表現を加えさせてもらっておりますのでございます。

それでは、2 ページを御覧いただきたいと思います。4 番の 2 行目のところ赤くなっておりますけれども、前回御意見をいただいたことを踏まえまして、「三重の森林づくり条例」が災害防止等のため森林整備を推進するということに前回なっていたんですけれども、それを条例の表現に合わせまして、「三重の森林づくり条例が三重の森林を守り、又は育てることに係る施策を推進する」という形で修正をさせていた

いただきました。

次、7ページを御覧いただけますでしょうか。5番のところでございますけれども、先ほどと同じ修正をさせてもらっております。それから、県産材の商品開発の推進の関係につきまして、中間案における15条第6号に含まれるという趣旨を逐条解説に記述するというのを加えさせていただいております。

それから、めくっていただきまして、8ページを御覧いただきたいと思います。6番の御意見ですが、市長会からの意見への対応案を踏まえまして、体制の整備の規定につきまして、第3章の規定と合わせまして、「努めるものとする」となっておりました規定を「努めなければならない」ということに改めるというところの旨を追記させてもらっております。

次、11ページを御覧いただきたいと思います。この真ん中の11番でございますけれども、前文のところ「木材、その中でも県産材を最も優先する」というところについて、修正するというので前回御議論いただきましたので、この「木材」を削るとさせてもらっております。

次、14ページ、15ページでございますけれども、14ページの19番と15ページの20番でございますが、市町の責務についての御意見ということで、県と市町との協働という規定を設けることとしたことに合わせて対応案を作っております。資料2に関しては、修正点は以上でございます。

それでは、資料4で今度は条例のほうを御覧いただきたいと思います。前半は修正部分を溶け込ましたものでございまして、7ページ以降で見え消しの表示をさせてもらっておりますので、7ページ以降のところ御説明をさせていただきたいと思いません。前回御議論いただいた内容ですとか、あと市長会からの意見を踏まえた修正、それから事務局のほうで少し法制的に文言を精査した結果もございまして、それについて御説明をさせていただきたいと思いません。

全体的に元々5条と6条があったのを削りまして、11条として「県と市町との協働」を設けたことに伴いまして、条ずれが生じております。

7ページの前文でございますけれども、第2段落のところでございますが、先ほどの尾鷲市さんからの意見を踏まえて、この赤くなっています「究極的には」というところが「とりわけ」という形にさせてもらっております。

それから、前回の御議論を踏まえて、「健康で」というところを入れさせていただきまして、「県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するものである」という表現にさせてもらっております。あと、けがをしにくいといった安全という観点の御意見もいただいたところでございますけれども、これも健康に含まれるのかなというところで整理をされてもらっております。

それから、第4段落でございますけれども、「一方で」の段落でございますが、文言の精査をさせてもらいまして、「木材の新用途」ということで、「木材の」というのを入れさせてもらっております。

一番下の段落、第6段落でございます。「ここに」でございますけれども、ここは

先ほどの第2段落と同様の修正とさせてもらっておりまして、「県民が健康で快適かつ豊かな暮らし」という表現をさせてもらっております。

それから、「木材を優先して利用し」という表現を前回の御議論を踏まえまして、削除させてもらっております。

めくっていただきまして、第1条でございます。ここも先ほどと同じように、「県民の健康で快適かつ豊かな暮らし」という表現に修正をしております。

第3条でございますが、9ページのほうですけれども、3条第4号でここも同じ修正で、「健康で快適かつ豊かな暮らし」という表現でございます。

第4条につきましては、「県と市町との協働」という規定を設けたことに伴いまして、元々「国及び市町との緊密な連携」という表現をしていたのを、ここから「及び市町」というのを削らせていただいております。

第5条と第6条につきましては削除をさせていただいて、第11条を新設しているということでございます。

めくっていただきまして10ページでございますけれども、新しい第6条、林業事業者の責務のところでございますが、ここは少し文言の精査をさせてもらいまして、元々「及び」だったのを「並びに」に修正をしております。

新第7条でございますけれども、文言の統一という意味で、ここで「新たな用途」という表現があったんですが、前文で「新用途」という言葉を使っておりました関係もありますのと、あと法令では「新用途」というのが一般的に使われておりますので、「新用途」という形に修正をさせていただきます。

その一番下、新第11条、これが先ほど説明させていただきましてところでございます。

11ページのほうで新12条でございますけれども、法律の引用の部分が少し正確ではなかったもので、それを精査させていただきました。

めくっていただきまして12ページを御覧いただきたいと思います。新15条でございますけれども、尾鷲市さんからいただいた御意見を踏まえて修正という形で、「普及啓発等の積極的な実施を通じて」という表現を加えさせてもらっております。

新16条ですけれども、文言の精査をさせてもらっておりまして、「行った者を顕彰するよう」という表現だったんですが、法令で一般的な表現ということで、「行った者の顕彰に努めなければならない」という表現にさせてもらっております。

それから、新17条でございますけれども、尾鷲市さんからいただいた意見を踏まえまして、「努めるものとする」という表現を「努めなければならない」ということに修正させてもらっております。

それから、附則でございますけれども、今回、第2項を追加させていただいた関係で、元々あった施行期日の部分につきましては、項番号と見出しをつけさせてもらっております。第2項につきましては、先ほど御説明させてもらった経過措置の規定を追加させてもらっております。

それで、あと前回御意見をいただいた中で、中森委員のほうから、新13条でござ

いますけれども、木質化のところ、家具等における木質化も含めるべきだという御意見をいただいたところでございます。この第13条1項につきましては、県が整備する公共建築物が対象ということでございまして、法令上の建築物の定義によりますと、可動する家具は建築物には含まれないということでございますので、この条文においては、木質化の中に家具等における木質化を含めることは少し難しいのかなと考えられます。ただ、作り付けの家具につきましては、木質化の対象に含まれるということにつきましては、逐条解説のほうで明記をしたいと考えてございます。

それから、西場委員から、市町以外の関係主体も「協働」としてはどうかという御意見もいただいたところでございます。他の県条例で「協働」という見出しの対象となっておりますのは市町のみという例でございまして、他の県条例でも各主体の責務規定と「県と市町との協働」という規定が混在しているという例も複数見られるところでございますので、このままとさせていただきたいと考えております。なお、他の関係主体との協働につきましては、4条2項で明記させていただいたところでございます。

資料4の説明は以上でございまして、あと資料3としてポンチ絵でございまして、これは条文の修正に合わせまして修正をさせてもらっておりまして、赤字で書いてある部分が修正部分となります。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のあった三重県市長会からの意見に対する当検討会の考え方の案や修正後の条例案等について、執行部から実務的な観点から何か意見があればお願いいたします。

横澤課長

ございません。

田中座長

ないということでございます。

それでは、三重県市長会からの意見に対する当検討会の考え方の案や修正後の条例案等について、委員の皆さん方から御意見があればよろしくお願いいたします。特に、条文の修正を伴っている部分について御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、御意見がございます方、よろしくお願いいたします。

今井委員

「県と市町との協働」というのは、やっぱり後ろに持っていないとバランスが悪いという形なんですかね。5条、6条であったものを一緒に協働にしたことによって11条に持っていってということは、これは他県の例等も含めて、そういう形が条例で

は習わしになっているんですかね。確認です。

袖岡政策法務監

他の条例とかを見ておきますと、基本的にこういう位置になっておりますので、それにそろえさせてもらったところでございます。

今井委員

それが一般的やったらもうそれでいいんですけど、僕は「県の責務」の後に入れるのが大事なかなというふうに思っていたので、それが条例作るときの一般論であれば、他の条例はわかりませんが、責務のほうが強いから上に持ってくるとか、そういう単純な決まりがあるのであればあれですけども、やっぱり行政以外の方の責務をその後書いてあるわけで、その前にやっぱり県並びに市町がこういうことをやっていくよというのがあったほうがいいのかと思ったので、あえて 11 条に持っていかないといけないのかなと感じましたので、確認をさせてもらいました。だから、これはもうこういう書き方ということなんですよ、条例上。

袖岡政策法務監

一般的にはこういう位置にあるということではございます。

今井委員

わかりました。

あと、最後の 13 ページの経過措置、これもう一回教えてほしいんですが、「この法律の施行の日から前項ただし書きに規定する規定の施行の日の」、「の」「の」「の」と続いてきて、ちょっと文章がこれしか表現がないのかなという気がするんですけども、この辺はどうなんですかね。

袖岡政策法務監

意味としましては、「前項ただし書に規定する規定の施行の日」というのが、要は第 12 条の規定のことを指しているということではございまして、それを表現するところという形になるということではございます。

少し訂正でございまして、2 項の「この法律の施行の日」と書いてあるんですが「法律」ではなくて「条例」の間違いでございまして。失礼いたしました。

田中座長

もう一度説明をお願いします。

袖岡政策法務監

13 ページ、経過措置のところではございますけれども、2 で「この法律の施行の日か

ら」と書いてあるんですけれども、「この法律」の「法律」というのが間違いでございまして、正確には「条例」というのが正しいと思いますので、訂正させていただきます。

今井委員

もうそこはわかりました。「法律」が「条例」というのは。

ここで言っている「この法律の施行の日から前項ただし書に規定する規定」というのは、前項ただし書というのは1のこと、施行期日のことでいいんですかね。この施行期日はただし書で、「ただし書に規定する規定」というのは4月1日からと、この10月1日からという意味なんですよ。

袖岡政策法務監

まず、前項ただし書というのがこの12ページの一番下に書いてあります「ただし」というところ以降のところを指してございます。その次に出てくる「規定する」というのは、要は動詞としての「規定する」でございまして、その次に出てくる「規定」というのが名詞的な意味で、このただし書の規定という、これそのものを指しております。規定というのは第12条のことを指しております。その次に出てきます「施行の日」というのがこの1項で規定しております同年10月1日という、これが「施行の日」を指してございまして、その前日までの間ですので、要は4月1日から9月30日までの間という趣旨を表現するということなるといってございまして。

今井委員

動詞と名詞というのも教えてもらいましたね。ですので、「この条例の施行の日から前項ただし書」、「ただし」から後ろの「規定する規定」というのが12条の規定じゃない、10月1日ということを行っているということですね。

袖岡政策法務監

この「施行の日」というのが10月1日のことを指してございます。その直前に出てくる「規定」というのが第12条のことを指してございます。

今井委員

条例に使う一般的にこの表現が適切なのであればと思うんですけど、見ている人は難しいなと思いましたが、また解説等でしっかりとしてもらいたいなと思います。なぜかという、市町からの意見の中でもこの辺の指摘があって今回こう変えたということなので、ちゃんと伝わるとは思うんですけど、私自身はこの文章を読んだだけではあまりピンとこなかったもので、すみませんでした。

田中座長

ほかによろしいでしょうか。

杉本委員

10 ページの「県と市町との協働」の第 11 条の 2 行目の最後なんですけど、「十全に果たす」という言葉なんですけど、あまりなじみのない言葉なんです。なので、条例などにはこういうふうを書くのかっていうことと、「十全に」ということの意味を少し教えていただけますか。

袖岡政策法務監

少し先走った話になるんですが、逐条解説を資料 5 として御用意させていただいておりますので、少しそれを御覧いただきたいと思うんですが、22 ページのところ、この条文に関する解説をさせていただいております。22 ページの一番下の 2 番として、「十全に果たす」ということについて解説をさせてもらっておるんですけども、一番下の 2 行ですが、「県とともに市町がその責務を十分かつ効果的に果たすことを期する」という趣旨で、要は十分かつ効果的に果たすというところが「十全に果たす」という意味で使っておりまして、「十全」という表現は割と使われる表現ではあるのかと思います。

杉本委員

了解いたしました。十分にだけではなく、効果的にという意味がこれには含まれるということですね。

田中座長

ほかには御意見のございます方。よろしいですか。

それでは、ただいまの意見を踏まえた三重県市長会からの意見に対する当検討会の考え方について、三重県市長会に回答するとともに、パブリックコメントに対する当検討会の考え方について、三重県議会ウェブサイトで公開したいと思いますが、その手続等については、正副座長に一任願います。

それでは、本日の検討会で、全員協議会で説明する最終的な条例案を固めたいと思いますので、この際、条例案の内容について、最後にこれだけはという御意見があれば、お願いいたします。

杉本委員

最後の最後に本当に申し訳ないんですけども、11 ページの県の率先利用の第 13 条 2 項「県は、その整備する工作物」というその「工作物」というところを、「公共土木施設その他工作物」という言葉に変えていただくことを御検討いただけませんか。といいますのは、私、防災県土整備企業常任委員会に入っております。田中座長、山本委員も入っておりまして、中瀬委員も入って見えましてね。その中で何

度かガードレールとか、そういう公共土木施設も是非使ってほしいというのを何度となく言わせていただいて、その辺りの文言整理がどうなっているのかなっていうのを調べやなあかんと思いつながら調べておりませんでした。調べてみたところというか、担当にお願いして調べていただいたんですが、調べてみたところ、「工作物」という大きな範疇ちゆうの中に「建築物」と「公共土木施設」と「その他工作物」と、この3つのジャンルに分けられると。なので、13条第1項は、「公共建築物」で建築物になっているので、第2項のところはあとの2つ、公共土木施設とその他工作物というふうに書いていただいたほうがよりわかりやすく強調されるのかな。ガードレールと言っていた辺りが強調されるのかなという思いに至りまして、ここのところを公共建築物だけではなく、「公共土木施設その他工作物」というふうに修正していただくことを、最後の最後で本当に申し訳ないんですが、検討いただけませんか。

田中座長

ありがとうございます。先ほど杉本委員から第13条第2項で、「県は、その整備する工作物」というところの「工作物」の前に「公共土木施設その他」を入れるという御提案なんですけれども、いかがさせていただきますでしょうか。御意見がございました方、お願いいたします。

中森委員

賛成でございます。工作物というのは、建築以外の工作物というと、鉄塔とか火の見やぐらとか、いわゆる塀とか、建築を生業なりわいにしている一般県民たちは、工作物と言えばそのようなものを指すこととなってしまうので、今おっしゃるように、公共土木施設と積極的に表現したほうが間違いがないと。併せて、公共土木施設はガードレールとか、場合によったら土木的な柵さくもありますね。落石防止柵さくとか工事用の看板とか、それも全部工作物になります。公共土木施設になりますので、そういうのも県産材を利用できる余地が十分ありますので、県が主導する公共土木事業にも県産材の利用促進が積極的に図られるというふうに思われますので、表現を加えていただくとよりいいのではないかなというふうに賛成します。

田中座長

ありがとうございます。賛成でよろしいでしょうか。

それでは、「公共土木施設その他」を入れさせていただきますと思います。

ほかに御意見のございます方。よろしいですか。

それでは、全体を通して修正点を事務局に確認させます。

袖岡政策法務監

それでは修正点でございますが、資料4の11ページを御覧いただきまして、第13条でございますけれども、第2項、「県は、その整備する」の次に「公共土木施設そ

の他」というのを挿入させていただくのが1点。

それから、13ページの経過措置の第2項でございますが、「この法律の」とありますのを「この条例の」と修正させていただくということで、2点かと思えます。以上でございます。

田中座長

それでは、ただいま確認した内容を修正したものを全員協議会で説明する最終的な「三重の木づかい条例」とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。この検討会終了後、速やかに清書した条例案を各委員に配付をさせていただきます。

次に、逐条解説案について御検討をお願いします。前回、逐条解説案について事務局から説明いただいたところですが、三重県市長会からの意見等を踏まえ、前回から修正した箇所があり、本日資料5として修正後の逐条解説案を配付しておりますので、まずその点について事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料5を御覧いただきたいと思えます。修正箇所を赤字で表示をさせてもらっております。

まず、全体的な条文の修正については、先ほどのものに沿って修正させてもらっておりますが、一部先ほど修正があった部分についてはまた反映させていただきたいと思えます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思えます。3ページの2段落目のところに赤字で「原木や製材品」、「製材品」を赤字にしておりますが、元々は板材という表現を使っていたんですけれども、他の箇所との表現の統一という趣旨から「製材品」という表現に変えさせていただきました。

次に、5ページを御覧いただきたいと思えます。5ページの2段落目「しかし」の段落で、森林づくり条例のことについて書いてあるんですけれども、先ほどのパブリックコメントに対する考え方で修正をさせていただいたのと同じ形で修正をさせていただいておりますのと、それから「健康で快適かつ」というところも赤字ですが、これも条文の修正に伴いまして修正をさせてもらっております。

6ページでございますけれども、前文で「究極的には」という表現を「とりわけ」としたことに伴いまして、趣旨のところにおきまして、元々は「究極的な目的」と書いていたところを、この赤字でありますように「最も重要視するもの」という表現に変えさせていただきました。あと、その解説の中で、「(のうちの事業者)」というあたりでございますけれども、教育関係者等につきましては、ここではその事業者の説明をさせてもらっておりますが、教育関係者の中には個人の方とかも含まれることでもありますので、事業者でない方も含まれますので、そのうちの事業者ということ

追記させてもらっております。

それから、9ページをお開きいただきまして、解説の5番のところで、公共建築物の範囲についての情報ということで追加をさせてもらっておりまして、「「建築基準法第2条第1号に規定する建築物」には、附属する門や塀も含まれます」というところを追加させていただきました。

12ページを御覧いただきたいと思います。解説4番、一番下のところでございますけれども、ウッドマイレージの関係で熊野市さんからの御意見に対する考え方を踏まえまして、ウッドマイレージの考え方についての補足的な事項を追記させてもらっております。

それから、14ページを御覧いただきたいと思います。解説の1番でございますけれども、市町に関しましては協働規定を別途設けているというところを赤字で追加をしてございます。

15ページを御覧いただきたいと思います。名張市さんから御意見をいただいたことにつきまして、県産材の生産を行っていない森林に関する部分につきましても追記をしてございます。

それから、17ページを御覧いただきたいと思います。解説の2番、一番下の段落でございますけれども、ここでは情報の提供の関係でございますが、その提供の対象者として想定される者として「建築関係事業者」というのを追記させていただきました。

19ページを御覧いただきたいと思います。趣旨のところ、真ん中辺で赤字で追加してございますけれども、その教育関係者等にできるところから少しずつでも取り組んでいただくということを期待する内容として、元々 というのを書かせてもらっていたんですが、条文上はこの もそこに含まれるというところであったんですが、それが漏れておりましたもんですから、追記をさせていただいたというところでございます。

22ページ、23ページを御覧いただきたいと思います。これが今回新たに追加をさせてもらいました「県と市町との協働」に関する部分でございます。趣旨のところ、第2段落「第1項では」というところですが、「県は、市町に対し、公共建築物等木材利用促進法第4条で規定されている地方公共団体の責務を前提として、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定・実施することと、整備する公共建築物等において積極的に木材利用に努めることを求めるものとする」ということを規定しているというところでございます。第2項につきましては、元々あった第6条と同じ内容でございます。

解説のところでございますが、第1項関係のまず1番としまして、「木材利用の推進に重要な役割を有している」というところでございますが、「市町は、住民に身近な基礎自治体として、木材利用の推進においても、公共建築物への木材利用など、大きな役割が期待されているところです。特に近年、みえ森と緑の県民税及び森林環境譲与税の創設や森林経営管理制度の創設等により、木材利用の推進における需要と供給の双方の側面での役割はますます高まっています。「木材利用の推進に重要な役割

を有している」とは、このような背景を表現したものです」と。

2番としまして、「県とともに公共建築物等木材利用促進法第4条に規定する責務を十全に果たすことができるよう」ということでございますが、公共建築物等木材利用促進法では、「地方公共団体の責務」(第4条)としまして「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない」ということが規定されているということでありまして、県とともに市町がその責務を十分かつ効果的に果たすことを期するというを示しております。

23ページでございますが、3番としまして、「その地域の特性に応じ」という部分でございますが、市町によって森林資源が豊富で林業等が盛んであったり、都市部で林業等は盛んでないもののエンドユーザー側の木材需要は高かったり、また、県境に近く隣接県産の木材の流入が多くみられたりするなど、木材利用の推進に関する地域事情は様々であることから、それぞれの地域の特性に応じて必要な施策を講じていただければよいということを表現しております。

4番でございます。「その整備する公共建築物等」でございますが、ここでいう「等」には、ガードレールや公園の柵等の工作物や机、椅子等の物品が含まれるというところでございます。

では、29ページを御覧いただきたいと思っております。先ほどの木質化の関係の部分でございますけれども、赤字で追加しておりますのが「木質化」には、作り付けの柵や机等に木材を使用することも含まれます」ということを追加させていただきました。

最後の36ページでございますけれども、附則の第2項、経過措置について、新たに解説を加えさせていただきました。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

ただいま説明のあった逐条解説案について執行部から、実務的な観点から何か意見はありますか。

横澤課長

22ページ、11条1項の解説について少し修正をお願いできればと思っております。第1項関係の1「木材利用の推進に重要な役割を有している」の3行目に「森林経営管理制度の創設」というところがあるんですけども、森林経営管理制度自体につきましては、経済的に成り立たない山を市町が公的に森林整備をするという法律になっておりますので、この条例の内容とはあまり関係はないかなというふうに思っております。

ですので、まずそれを消していただくというのと、その場合に、その次の行の「供給の双方の側面での役割」というのが若干各市町もピンとこないかなと思っておりますので、例えば、「木材利用の推進」の次を「木材利用の推進や森林教育における役割」とい

うふうな修正をいただいたほうが、この条例の内容に即した市町の役割との整合性はとれるのではないかと思います。以上です。

田中座長

ありがとうございます。

先ほど横澤課長のほうから訂正の御意見をいただきましたけれども、袖岡法務監よろしいでしょうか。

袖岡政策法務監

特にご異論がなければ、特にございません。

田中座長

先ほどの件に関しまして、委員の皆様方から御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、逐条解説案について委員の皆さん方から何か御意見があれば、よろしくお願ひいたします。

杉本委員

意見ではありませんが、逐条解説について何か言わせていただくのはひょっとしたら今日最後かなと思うので、2ページのところの「木の文化」、ありがとうございます。みんなで議論したことを概念としてきれいに見事にまとめていただいたなと思っています。

そのお礼と、9ページの第4号のところの公共建築物、 番です。「地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム」とか、ここにずっと1から7まで書いてもらってあるんですけども、この辺りの認識が条文読んだだけではなかなかわからなくて、さっきのパブリックコメントで市町からもその辺りがまだ十分行き渡ってないなということがわかりましたので、これ執行部にお願いですが、今後こういったことで発信をするときに、逐条解説のこの辺りのところ、ほかもあると思うんですけども、是非知っていただきたい逐条の中にしか入っていないところを是非丁寧に発信をしていただけるとありがたいなと思います。すみません、中身ではなくて。

田中座長

横澤課長よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

では、ほかに御意見のございます方。

山本（里）委員

意見ではなく、先ほど「十全」という22ページの言葉の説明が「十分かつ効果的に」と、こういう専門的な作文ではこう使う。「十全」って私は十分に完全と思っていたんですよ。思っていて今こうなったので調べてみたら、国語的には「十分に完全」

なんですよ。ただ、こういったものを策定するとき、「十全」をいつもこのような表記にしているならそれはそうだと思うんだけど、そのところでちょっと頭の中で齟齬が出てきたので、どうなんですか。

袖岡政策法務監

少し文言を精査させていただくということで。一回検討させていただきまして、次回、最終回で少しその部分だけ改めて御確認いただければと思いますが。よろしければですけども。

山本（里）委員

「十全」というその心構えというのはすごい大切に、この言葉良い言葉だと私は思っているんですけど、ただ、こういう書きようが普通ならもうこれでいいと思うし、何もどちらをどうということではないんですけど、ちょっとイメージの問題です。

田中座長

次回の検討会でまた検討させていただきたいと思います。  
ほかに。

今井委員

聞き忘れていたら申し訳ないです。29 ページなんですけど、先ほど杉本熊野委員の提案で、「公共土木施設その他工作物」に変えたので、ここもそのような形の表記に変えてもらわないといけないのかなと思うんですけども。

袖岡政策法務監

すみません。説明が漏れておりました。申し訳ございません。

条文の変更をした部分については、全て反映させた形でまた次回お示ししたいと思います。

今井委員

よろしくをお願いします。

田中座長

ほかに御意見ございます方。

西場委員

これが制定された段階になるかもしれませんが、県の行政の所管はどこになりますか。どのような手順で決まりますか。

横澤課長

具体的にどういう手続によって決まっていくのかわからないですけども、主管としてはおそらく農林水産部になるのかなというふうには思っております。

西場委員

私もそのように考えておりますが、この条例目的が県民生活とか社会の在り方にも幅広く及んでいる内容になっていきますので、その点を踏まえて検討していただき、その結果、農林水産部で所管していただけるなら、それは結構なことであると思います。他の先進事例を参考にさせていただき進めていただきたいと思います。

田中座長

それでは、横澤課長、また検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見のございます方。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今いただいた意見については逐条解説案に反映し、次回検討会でお示しをさせていただきます。そして、次回検討会で逐条解説についても確定をしたいと思ひます。

最後に、次回の第 20 回検討会について御協議願ひます。なお、次回で当検討会の最後の開催となることが見込まれます。まず、第 20 回検討会の前に、「議員提出条例に係る申合せ事項」に基づき、全員協議会で「三重の木づかい条例案」について、当検討会として説明する必要があります。そして、その結果を踏まえて、第 20 回検討会で条例案を確定させたいと思ひます。全員協議会及び第 20 回検討会の日程等の詳細については、この後、委員協議で御協議願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議題は以上です。ほかに委員の皆様方から御意見等がございましたら、発言をお願ひいたします。

なければ、これで本日の会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は退室をお願ひいたします。